特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和8年7月9日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	熊谷市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、18歳年度末までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得、加入年金、公金受取口座情報、養育する22歳年度末までの子の情報、市外在住の児童の住所、戸籍関係情報の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 また、児童手当現況届により、所得や養育状況等を確認し、継続認定の可否を確認する。
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム（庁内連携システム） 5. サービス検索・電子申請機能（マイナポータルぴったりサービス）

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当受給者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表主務省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（番号利用法第19条8号に基づく主務省令） （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報提供の根拠） ：第2条の表42、125、161の項 （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報照会の根拠） ：第2条の表106、107の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部　こども政策課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111　内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市こども健康部こども政策課給付係 電話048-524-1111　内線289
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。 また、児童手当に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USB メモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［ ○ ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。 ・児童手当システムには、児童手当事務に関係のない情報を保有しない。 ・児童手当システムでは、特定個人情報を参照できる機能と情報を限定しており、設定された利用権限の範囲を超えてアクセスができないように制御を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	Ⅰ関連情報　5．評価実施期間における担当部署　②所属	龍前　毅	石井　茂	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　5．評価実施期間における担当部署　②所属	石井　茂	大熊　宏之	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部庶務課行政係　　内線224	福祉部こども課給付係　　内線289	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用	2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号	事後	
平成30年4月1日	Ⅲしきい値判断項目　1．対象人数	2015/1/1	2018/1/1	事後	
平成30年4月1日	Ⅲしきい値判断項目　2．取扱者数	2015/1/1	2018/1/1	事後	
平成30年10月12日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	大熊　宏之	課長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年10月12日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1．児童手当システム 2．団体内統合宛名システム 3．中間サーバー	1．児童手当システム 2．団体内統合宛名システム 3．中間サーバー 4．共通基盤システム（庁内連携システム）	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	Ⅰ　関連情報 2．特定個人情報ファイル名	（1）児童手当支給ファイル	（1）児童手当受給者ファイル	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	2018/1/1	平成30年7月31日　時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	2018/1/1	平成30年7月31日　時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（26、30、87の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（74、75の項）	~~・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二~~ ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（法別表第二主務省令） （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項 （26、30、87の項） （別表第二主務省令における情報提供の根拠） ：第十九条第一号タおよび第四十四条第一号タ （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特例給付 （同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（74、75の項） （別表第二主務省令における情報照会の根拠） ：~~第四十条および第四十条の二~~	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年7月31日　時点	平成31年4月1日　時点	事前	
平成31年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年7月31日　時点	平成31年4月1日　時点	事前	
令和2年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事前	
令和3年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事前	
令和3年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（法別表第二主務省令） （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項 （26、30、87の項） （別表第二主務省令における情報提供の根拠） ：第十九条第一号タおよび第四十四条第一号タ （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特例給付 （同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（74、75の項） （別表第二主務省令における情報照会の根拠） ：第四十条および第四十条の二	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（法別表第二主務省令） （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項 （26、30、87の項） （別表第二主務省令における情報提供の根拠） ：第十九条第一号タおよび第四十四条第一号タ （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特例給付 （同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（74、75の項） （別表第二主務省令における情報照会の根拠） ：第四十条	事前	
令和4年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事前	
令和4年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事前	
令和5年1月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件、加入年金、市外在住の児童の住所の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。 番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	～以上、変更なしのため省略～ 窓口や郵送での書類の受付や、マイナポータルぴったりサービスによるサービス検索・電子申請機能での受領を行う	事前	マイナポータルぴったりサービスによる電子申請の実施に伴うもの
令和5年1月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム（庁内連携システム）	1. ～変更なしのため省略～ 2. ～変更なしのため省略～ 3. ～変更なしのため省略～ 4. ～変更なしのため省略～ 5. サービス検索・電子申請機能（マイナポータルぴったりサービス）	事前	マイナポータルぴったりサービスによる電子申請の実施に伴うもの
令和5年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事前	
令和5年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月24日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件、加入年金、市外在住の児童の住所の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。 番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	熊谷市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件、加入年金、公金受取口座情報、市外在住の児童の住所の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。 番号利用法別表に基づいて、熊谷市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	公金受取口座に関する文言の追加
令和6年6月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象者数	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年6月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年6月24日	3．個人番号の利用 法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項　別表第一の56の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表81の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表主務省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第44条	事後	
令和6年6月24日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（法別表第二主務省令） （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含 まれる項（26、30、87の項） （別表第二主務省令における情報提供の根拠） ：第十九条第一号タおよび第四十四条第一号タ （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特 例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの」が含まれる項（74、75の項） （別表第二主務省令における情報照会の根拠） ：第四十条	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（番号利用法第19条8号に基づく主務省令） （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報提供の根拠） ：第2条の表42、125、141、160の項 （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報照会の根拠） ：第2条の表106、107の項	事後	
令和6年12月25日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件、加入年金、公金受取口座情報、市外在住の児童の住所の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。 番号利用法に基づいて、熊谷市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	熊谷市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、18歳年度末までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得、加入年金、公金受取口座情報、養育する22歳年度末までの子の情報、市外在住の児童の住所、戸籍関係情報の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 また、児童手当現況届により、所得や養育状況等を確認し、継続認定の可否を確認する。 番号利用法に基づいて、熊谷市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	制度改正に伴う変更
令和6年12月25日	Ⅰ関連情報 2.特定個人情報ファイル名	（1）児童手当受給者ファイル	児童手当受給者ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（番号利用法第19条8号に基づく主務省令） （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報提供の根拠） ：第2条の表42、125、141、160の項 （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報照会の根拠） ：第2条の表106、107の項	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（番号利用法第19条8号に基づく主務省令） （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報提供の根拠） ：第2条の表42、125、141、161の項 （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報照会の根拠） ：第2条の表106、107の項	事後	
令和6年12月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月25日	Ⅳリスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和6年12月25日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	新設
令和6年12月25日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	－	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。	事後	新設
令和6年12月25日	Ⅳリスク対策 9.最も優先度が高いと考えられる対策	－	全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	新設
令和7年5月30日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和7年5月30日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和8年6月24日	5. 評価実施機関における担当部署 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	福祉部こども課	こども健康部こども政策課	事後	組織変更のため
令和8年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和8年4月1日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和8年4月1日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和8年4月1日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	[〇]全項目評価又は重点項目評価を実施する	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	しきい値判断結果の変更のため
			2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策		
			十分である		
			・団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。 ・児童手当システムには、児童手当事務に関係のない情報を保有しない。 ・児童手当システムでは、特定個人情報を参照できる機能と情報を限定しており、設定された利用権限の範囲を超えてアクセスができないように制御を行っている。		
令和8年6月26日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（番号利用法第19条8号に基づく主務省令） （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報提供の根拠） ：第2条の表42、125、141、161の項 （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報照会の根拠） ：第2条の表106、107の項	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（番号利用法第19条8号に基づく主務省令） （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報提供の根拠） ：第2条の表42、125、161の項 （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報照会の根拠） ：第2条の表106、107の項	事前	利用特定個人情報提供省令改正のため